

# 宮城県古川警察署業務継続計画

令和元年8月  
宮城県古川警察署

## 古川警察署業務継続計画

### 第1 目的

この計画は、管内において、地震、津波、水害等の大規模災害が発生し、警察署員（以下「署員」という。）が被災し、又は施設が損壊した場合においても、災害対策業務を行いつつ、優先的に継続する業務及び治安の確保に必要な業務を的確に継続していくため必要な事項を定めることを目的とする。

### 第2 計画方針等

#### 1 方針等

この計画の実施に当たっては、警察署各課が相互に連携を密にして一体的な活動を行うとともに、自治体等関係機関と連携し、的確な業務の推進に努めるものとする。

#### 2 計画の公表

この計画の概要は、大規模災害発生時における警察業務について県民の理解を得られるよう公表するものとする。

#### 3 教養・訓練

警察署長は、署員に対し、計画の周知を図るほか、大規模災害が発生した場合を想定した教養及び訓練を積極的に実施するものとする。

#### 4 点検・修正

本計画の内容については、絶えず点検し、必要があると認めるときはこれを修正するものとする。

#### 5 想定する災害と被害想定

この計画においては、宮城県地域防災計画に定める想定地震（宮城県沖地震単独型、宮城県沖地震連動型及び長町－利府線断層帯の地震をいう。）による災害を想定するほか、東日本大震災（平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。以下同じ。）と同規模の津波災害及び原子力災害を想定する。

宮城県地域防災計画に定める被害想定及び東日本大震災における被害は、別紙1のとおりである。

### 第3 業務継続実施体制

#### 1 業務継続実施責任者

##### (1) 設置

各課に業務継続実施責任者を置き、各課長をもって充てる。

##### (2) 任務

業務継続実施責任者は、各課の計画に関する業務を管理する。

#### 2 業務継続実施副責任者

##### (1) 設置

各課に業務継続実施副責任者を置き、統括係長又は指定する係長をもって充

てる。

## (2) 任務

業務継続実施副責任者は、業務継続実施責任者の業務を補助する。

## 第4 業務の分類

各課の所掌する業務をあらかじめ次の3種類に分類するものとし、災害応急対策業務及び継続の必要性の高い通常業務を別紙2のとおり非常時優先業務とする。

### 1 災害応急対策業務

大規模災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、警察が執るべき措置で、大規模災害に伴い新たに発生する業務、業務量が増加する業務及び緊急に対応する必要が生じる業務

### 2 継続の必要性の高い通常業務

個人の生命、身体及び財産の保護並びに公共の安全と秩序の維持に必要な業務であり、一定期間、縮小し、又は中断することにより、治安や県民生活、経済活動に重大な影響を与えるため、大規模災害の初動対応中であっても業務量を大幅に縮小することが困難な業務（大規模災害への対応は長期化することが考えられるため、組織の維持に必要最低限求められる業務を含む。）

### 3 その他の通常業務

緊急に実施する必要がなく、一定期間大幅な縮小や中断が可能な業務及び積極的に中断すべき業務

## 第5 平素の措置

### 1 備蓄、情報通信等の確保

#### (1) 備蓄等

関係業務継続実施責任者は、大規模災害発生時において、食料その他物資が不足することに備え、平素から食料、その他物資の適切な備蓄及び管理を図ること。また、署員は、職場において、各自着替え、非常食等の準備に努めること。

#### (2) 装備品の確保

関係業務継続実施責任者は、大規模災害の発生に備え、必要な装備品の管理に努めること。

#### (3) 情報通信の確保

関係業務継続実施責任者は、平素から災害に強い警察通信施設の整備、維持管理、応急用通信資機材の確保等を進めるほか、大規模災害発生時において、災害警備本部等に必要な通信資機材を迅速に確保して設置できる体制を保持するものとする。また、大規模災害発生時において、情報システムの適切な運用及び障害復旧を迅速に行うため、平素から訓練を行うなど体制を確立すること。

#### (4) 電源の確保

関係業務継続実施責任者は、大規模災害の発生に伴う電源供給の停止に備え、平素から非常用発動発電機の点検、整備を実施するとともに、操作訓練を行う

など大規模災害発生時において、迅速に対応できる体制を確立すること。

(5) 救護用品の確保

関係業務継続実施責任者は、大規模災害の発生に備え、負傷者の応急救護に必要な救護用品を確保すること。

2 各業務継続実施責任者の責務

(1) 非常時優先業務の特定

業務継続実施責任者は、大規模災害発生時において、治安の確保に必要な警察活動を的確に継続するため、別紙2の業務の分類に基づき災害応急対策業務及び継続の必要性が高い通常業務に分類するものとする。

ア 業務に与える影響分析の実施

非常時優先業務を特定するに当たっては、個々の業務が停止した場合に、県民等に与える社会的影響を別紙3に基づき分析（以下「業務影響分析」という。）すること。

イ 非常時優先業務の特定

業務影響分析の結果、影響の重大性が「レベルⅢ（中程度）」以上と評価した業務を非常時優先業務とし、影響の重大性が「レベルⅡ（小さい）」以下にとどまると評価した業務については、原則として非常時優先業務から除外すること。

なお、執務可能な人員が減少することを考慮し、優先順位を付して、非常時優先業務を特定すること。

ウ 自治体等関係機関との連携

大規模災害発生時において、非常時優先業務を継続するため、平素から警察本部との連絡及び調整を密にするとともに、自治体等関係機関との連携を強化すること。

(2) 職場における被害軽減対策

ア 職場環境の整備

各業務継続実施責任者は、大規模災害発生時における課員の負傷等の被害を防止するため、執務室内の書棚、キャビネット等の転落防止措置を執るなど、職場環境の整備を指示するとともに、防災、被害防止策等について教養を行うこと。

イ 什器転倒防止措置等

各業務継続実施責任者は、地震の発生に備え、執務室内の書棚、キャビネット、テレビ、プリンタ等の転落・落下防止及び資料等の散逸を防止するため、キャビネット等の施錠や転落防止の措置を実施すること。また、事前に非常用電源コンセントの位置を明確にしておくとともに、非常時優先業務を実施するために必要な機器を平素から非常用電源コンセントに接続しておくこと。

(3) 安否確認の手順の周知

各業務継続実施責任者は、安否確認の手順、報告要領等について、平素から課員及びその家族に教養を行うなど周知を図ること。

### 3 代替施設の整備

#### (1) 代替施設の決定

警察署庁舎が被災し、災害警備本部を設置できない場合は、大崎地域広域行政事務組合事務局会議室に災害警備本部を設置するものとする。

#### (2) 備蓄・情報通信等の確保

大規模災害の発生時において、食料や事務用物資等が入手困難となった場合に備え、平素から備蓄食料等を確保するものとする。また、平素から通信機器の整備等に努めるものとする。

## 第6 大規模災害発生時の措置

### 1 安否確認

#### (1) 署員等の安否確認

各業務継続実施責任者は、大規模災害が発生した際、課員及びその家族の安否を確認すること。

#### (2) 安否確認の方法

##### ア 自身及び家族の安否確認

署員は、大規模災害が発生したときは、家族の安否を確認し、自身及び家族の安否について、業務継続実施責任者に報告すること。

##### イ 災害警備本部への報告

各業務継続実施責任者は、課員及びその家族の安否の情報を集約し、別途に定める「古川警察署災害警備実施要領」に基づき、災害警備本部に報告すること。

##### ウ 災害伝言ダイヤル等の活用

地震発生後は、電話による通話が困難になることが予想されることから、安否確認及びその報告に当たっては、携帯電話の電子メール、災害掲示板、災害伝言ダイヤル等を活用して行うこと。

### 2 業務継続のための執務体制の確立

#### (1) 招集等

署員の招集及び参集は、宮城県警察非常招集規程（平成8年宮城県警察本部訓令第11号）に定めるところによるほか、大規模災害が発生し、実施要領で定める非常体制を発令した場合には、災害警備本部等の要員に指定された署員を招集し、非常時優先業務を実施するための体制を確保するものとする。

#### (2) 非常招集及び非常参集上の留意事項

##### ア 応招及び参集時の服装

警察官は原則として出動服、白ヘルメット及び警備靴とし、その他の職員は災害警備活動に適した服装とする。ただし、特殊な任務に従事する者は、当該任務に適した服装とする。

#### イ 携行品等

署員は、宮城県警察非常招集規程第9条に規定するもののほか、着替え、雨衣、軍手、現金、収納ザック等長期の活動に対応できるものを携行するものとする。この場合においては、非常食（おおむね3日程度）を持参するものとする。

### 3 計画の発動、継続等

#### (1) 計画の発動

大規模災害の発生時における計画の発動は、実施要領に定める非常体制が発令された場合のほか、警察署長の発動によるものとする。

#### (2) 非常時優先業務の継続

非常時優先業務の継続は、警察署庁舎及び署員の被災など出動が不能な署員の割合に応じて判断するものとする。

#### (3) 通常業務への移行

通常業務への移行は、災害の規模、ライフライン及び公共交通機関の復旧状況等を考慮するものとする。

### 4 業務継続のための執務環境の整備

#### (1) 庁舎機能の確保等

##### ア 庁舎の立入禁止等の措置

警察署長は、大規模災害により、庁舎が破損した場合は、立入禁止等の措置を講じるものとする。また、非常用自家発電機による電力供給時は、非常時優先業務を実施するために必要な電力以外の使用を抑制する。

##### イ 来庁者への対応

警察署長は、大規模災害の発生により来庁者を庁舎内に一時的に待機させる必要があると認めたときは、非常時優先業務の実施に影響を及ぼさない範囲内において、来庁者を一時的に待機させるものとするが、待機時間が長時間にわたるなど、非常時優先業務の実施に影響を及ぼすおそれがあると認められる場合には、災害警備本部と調整し、来庁者を庁舎周辺の帰宅困難者受入れ施設等に案内し、又は誘導するものとする。

#### (2) 負傷者への対応

負傷者が発生した場合は、救護用品を活用して応急救護処置を行うとともに、必要により、医療機関に搬送するものとする。

## 別紙 1

## 被 害 想 定

地震 想定項目		宮城県沖地震（単独） ＜海洋型＞	宮城県沖地震（連動） ＜海洋型＞	長町－利府線断層帯 の地震 ＜内陸直下型＞	東日本大震災（平成 23年3月11日発生）と同規模の被害	
モーメント・ マグニチュード（Mw）		7.6	8.0	7.1	9.0	
予想震度		県北部の矢本地区から中田地区にかけての地域、小牛田地区周辺、仙台市東南で震度6強、これらの周辺で震度6弱となり、県北部の中央部を中心に影響を及ぼすと予想される。	県北部の鳴瀬地区から桃生地区にかけての地域、小牛田地区から南方地区にかけての地域で震度6強、これらの周辺で震度6弱となり、県北部の中央部を中心に影響を及ぼすと予想される。	仙台市青葉区及び泉区の東部で震度6強、その周辺で震度6弱となっている。仙台市東部を中心に影響を及ぼすと予想される。	栗原市で震度7、石巻市、塩釜市、仙台市宮城野区、山元町等で震度6強、気仙沼市、南三陸町、仙台市青葉区、大河原町等で震度6弱となり、県内全域で震度5弱以上を観測	
液状化危険度		県北部及び仙台市周辺の平地において液状化の危険度が高くなっている。	県北部及び仙台市周辺の平地において液状化の危険度が高くなっている。	仙台市東部及び大郷町の平地で液状化の危険度が高いところが分布している。	大崎地方及び仙南地方において河川周囲の液状化現象がみられる。	
主 な 想 定 被 害 の 結 果	建築物	全壊	5,496棟	7,595棟	15,251棟	84,749棟
		中大半壊	38,701棟	50,896棟	40,537棟	147,169棟
	火災	炎上	122棟	158棟	199棟	
延焼		71棟	95棟	119棟		
焼失		2,482棟	2,874棟	4,509棟	135棟	
被害 的 結 果	死者	96人	164人	620人	9,513人	
	負傷者	4,014人	6,170人	11,003人	4,133人	
	重傷者	468人	658人	983人		
	要救出者	366人	663人	5,038人		
	短期避難者	90,335人	122,174人	173,239人	320,885人	
	長期避難者	13,010人	16,669人	41,066人	53,276人	

注1 地震直後に避難所で過ごす人を短期避難者、仮設住宅を必要とする避難者を長期避難者として算出

注2 東日本大震災の被害は、平成24年4月1日現在の数値

業 務 の 分 類

		業 務 内 容
非常時優先業務	災害応急対策業務	車両及び装備の調達及び運用に関すること。
		災害広報及び報道対策に関すること。
		災害警備活動の相談、要望及び苦情に関すること。
		情報管理システムの運用、管理及び復旧に関すること。
		警察運営の調整に関すること。
		職員及び職員家族の安否情報に関すること。
		公務災害補償に関すること。
		職務協力援助災害給付に関すること。
		非常招集に関すること。
		受援に関すること。
		職員の規律保持に関すること。
		災害警備活動に伴う訟務に関すること。
		通信の確保及び保守運用に関すること。
		被災職員の処遇に関すること。
	継続の必要性の高い通常業務	被疑者取調べの監督に関すること。
		公印の保管及び公文書の管理に関すること。
		人事及び採用に関すること。
		給与及び福利厚生に関すること。
被害者支援に関すること。		



業 務 の 分 類

		業 務 内 容
非常時優先業務	災害応急対策業務	警察活動に必要な物品の調達に関すること。
		食料の補給及び給食に関すること。
		部隊の宿泊に関すること。
		警察施設の被害状況の把握に関すること。
	継続の必要性の高い通常業務	遺失及び拾得の事務に関すること。
		庁舎等施設の復旧に関すること。



業 務 の 分 類

		業 務 内 容
非常時優先業務	災害応急対策業務	被災地における生活安全対策に関すること。
		犯罪情勢の把握に関すること。
		所掌犯罪の捜査及び取締りに関すること。
		銃砲刀剣類及び火薬類等の危険物対策に関すること。
		警備業協会等との連絡調整に関すること。
		行方不明者等災害相談に関すること。
	継続の必要性の高い通常業務	風俗営業、古物営業及び警備業等の許認可業務に関すること。
		人身安全関連事案の対応に関すること。
		少年補導及び保護に関すること。

業 務 の 分 類

		業 務 内 容
非常時 優先業務	災害 応急 対策 業務	110番通報の受理及び指令に関すること。
		被災地の被害調査及び警戒に関すること。
		災害情報の収集及び避難広報に関すること。
		警備実施活動に関すること。
		避難誘導及び救出救助活動に関すること。
	継続の 必要性の 高い 通常 業務	地域警察活動に関すること。
		水難及び山岳遭難等事故に関すること。
		雑踏警備に関すること。

業 務 の 分 類

		業 務 内 容
非常時優先業務	災害応急対策業務	犯罪被害等の集約及び捜査運営に関すること。
		検視に関すること。
		身元不明死体の確認及び遺体引渡しに関すること。
		通訳の派遣及び運用に関すること。
		所掌犯罪の捜査及び取締りに関すること。
		外国人死亡者の領事館通報に関すること。
	継続の必要性の高い通常業務	犯罪の捜査及び取締りに関すること。
		捜査の適正化及び合理化に関すること。
		犯罪統計に関すること。
		鑑識業務に関すること。



業 務 の 分 類

		業 務 内 容
非常時優先業務	災害応急対策業務	災害警備本部の設置及び運営に関すること。
		災害警備の総括、記録及び統計等に関すること。
		気象予報及び警報の伝達に関すること。
		防災関係機関との連絡調整に関すること。
		警備部隊の編成及び運用に関すること。
		被害情報の収集及び集約に関すること。
		援助要請に関すること。
		所掌犯罪の捜査及び取締りに関すること。
	継続の必要性の高い通常業務	警備情報の収集、分析及び調査に関すること。
		警衛及び警護警備に関すること。
		行列行進及び集団示威運動の許可等に関すること。
		突発重大事案発生時の対応に関すること。

## 業務停止に伴う影響の重大性の基準

影響の重大性		業務が停止することに伴い生じる影響の程度
レベルⅠ	軽 微	社会的影響はわずかにとどまる。(ほとんどの人は全く影響を意識しないか、意識しても許容可能な範囲であると理解する。)
レベルⅡ	小さい	若干の社会的影響が発生する。(大部分の人は許容可能な範囲であると理解する。)
レベルⅢ	中程度	社会的影響が発生する。(社会的な批判が一部で生じ得るが、過半の人は許容可能な範囲であると理解する。)
レベルⅣ	大きい	相当な社会的影響が発生する。(社会的な批判が発生し、過半の人は許容可能な範囲外であると考ええる。)
レベルⅤ	甚 大	甚大な社会的影響が発生する。(大規模な社会的批判が発生し、大部分の人は許容可能な範囲外であると考ええる。)